

令和2年 障害者のてびき 更新内容一覧

この一覧は、発行後(令和2年3月以降)の掲載内容に変更等があったものについて掲載しています。発行後の変更につきましては、出来る限り新しい情報への更新に努めておりますが、お気づきの点がありましたら障害福祉課までお知らせください。

(令和6年4月現在)

ページと項目	訂正内容																																																																								
P10～ P11 障害程度別該当項目一覧 表	<p>【訂正前】重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 →全項目△</p> <p>【訂正後】重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 →本文(P61)をご覧ください。</p>																																																																								
P28 4 障害者虐待防止	<p>☆その他相談・通報・届出窓口 高齢者虐待に関すること 連絡先・時間変更</p> <p>【訂正前】</p> <p>○介護予防・地域支援課 高齢者総合相談担当 電話(5246)1223・1224 月～金 8時30分～17時15分</p> <p>【訂正後】</p> <p>○<u>高齢福祉課 総合相談・給付担当</u> 電話(5246)1224 月～金 8時30分～17時15分 水曜日は19時まで</p>																																																																								
P30 7. 身体障害者・知的障害者相談員	<p>【訂正前】</p> <p>■身体障害者相談員(令和4年4月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="560 1126 1220 1290"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高橋 庄市郎</td> <td>台東区谷中7丁目</td> <td>3822-1340</td> </tr> <tr> <td>坂本 信江</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3872-3321</td> </tr> <tr> <td>阪本 由起子</td> <td>台東区浅草6丁目</td> <td>5603-8016</td> </tr> <tr> <td>勝呂 みゆき</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3873-0073</td> </tr> <tr> <td>折山 曜三</td> <td>台東区根岸4丁目</td> <td>FAX 3871-9155</td> </tr> <tr> <td>福田 治士</td> <td>台東区清川2丁目</td> <td>090-4811-9456</td> </tr> </tbody> </table> <p>■知的障害者相談員(令和4年4月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="560 1350 1220 1464"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青木 京子</td> <td>台東区入谷1丁目</td> <td>3874-1237</td> </tr> <tr> <td>伊藤 玲子</td> <td>台東区三筋2丁目</td> <td>090-1707-1178</td> </tr> <tr> <td>飯塚 博美</td> <td>台東区日本堤2丁目</td> <td>3872-7170</td> </tr> <tr> <td>新井 亜矢子</td> <td>台東区清川1丁目</td> <td>080-8167-2605</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p> <p>■身体障害者相談員(令和5年8月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="560 1603 1220 1767"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>角田 幸一</td> <td>台東区浅草6丁目</td> <td>090-4071-0151</td> </tr> <tr> <td>坂本 信江</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3872-3321</td> </tr> <tr> <td>阪本 由起子</td> <td>台東区浅草6丁目</td> <td>5603-8016</td> </tr> <tr> <td>勝呂 みゆき</td> <td>台東区日本堤1丁目</td> <td>3873-0073</td> </tr> <tr> <td>折山 曜三</td> <td>台東区根岸4丁目</td> <td>FAX 3871-9155</td> </tr> <tr> <td>福田 治士</td> <td>台東区清川2丁目</td> <td>090-4811-9456</td> </tr> </tbody> </table> <p>■知的障害者相談員(令和4年4月～令和6年3月)</p> <table border="1" data-bbox="560 1827 1220 1942"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青木 京子</td> <td>台東区入谷1丁目</td> <td>3874-1237</td> </tr> <tr> <td>伊藤 玲子</td> <td>台東区三筋2丁目</td> <td>090-1707-1178</td> </tr> <tr> <td>飯塚 博美</td> <td>台東区日本堤2丁目</td> <td>3872-7170</td> </tr> <tr> <td>新井 亜矢子</td> <td>台東区清川1丁目</td> <td>080-8167-2605</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	住所	電話	高橋 庄市郎	台東区谷中7丁目	3822-1340	坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321	阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016	勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073	折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155	福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456	氏名	住所	電話	青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237	伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178	飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170	新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605	氏名	住所	電話	角田 幸一	台東区浅草6丁目	090-4071-0151	坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321	阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016	勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073	折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155	福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456	氏名	住所	電話	青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237	伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178	飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170	新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605
氏名	住所	電話																																																																							
高橋 庄市郎	台東区谷中7丁目	3822-1340																																																																							
坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321																																																																							
阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016																																																																							
勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073																																																																							
折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155																																																																							
福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456																																																																							
氏名	住所	電話																																																																							
青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237																																																																							
伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178																																																																							
飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170																																																																							
新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605																																																																							
氏名	住所	電話																																																																							
角田 幸一	台東区浅草6丁目	090-4071-0151																																																																							
坂本 信江	台東区日本堤1丁目	3872-3321																																																																							
阪本 由起子	台東区浅草6丁目	5603-8016																																																																							
勝呂 みゆき	台東区日本堤1丁目	3873-0073																																																																							
折山 曜三	台東区根岸4丁目	FAX 3871-9155																																																																							
福田 治士	台東区清川2丁目	090-4811-9456																																																																							
氏名	住所	電話																																																																							
青木 京子	台東区入谷1丁目	3874-1237																																																																							
伊藤 玲子	台東区三筋2丁目	090-1707-1178																																																																							
飯塚 博美	台東区日本堤2丁目	3872-7170																																																																							
新井 亜矢子	台東区清川1丁目	080-8167-2605																																																																							

ページと項目		訂正内容
P37	21. 東京都児童相談センター	問合せ 【訂正前】 電話(5937)2314 【訂正後】 電話(5937)2317
P39	25. 東京都難病相談・支援センター	東京都難病相談・支援センター 所在地 【訂正前】 順天堂大学医学部 <u>付属</u> 順天堂医院1号館2階 【訂正後】 順天堂大学医学部 <u>附属</u> 順天堂医院1号館2階
P40	1. 身体障害者手帳	■手続きに必要なもの 【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可)
	2. 愛の手帳	【訂正前】障害の程度による1(重度)～4度(軽度)に区分されます。 【訂正後】障害の程度による1(最重度)～4度(軽度)に区分されます。
P41	2. 愛の手帳	☆問合せ 東京都児童相談センター 【訂正前】 電話(5937)2314 【訂正後】 電話(5937)2317
P43	1. 心身障害者福祉手当(区の制度)	■支給方法 【訂正前】4月、8月、12月の年3回 【訂正後】 <u>申請をした日の属する月分</u> から4月、8月、12月の年3回 ■手続きに必要なもの 【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可) 【訂正前】転入の方は本人の前年の所得が分かる(非)課税証明書 【訂正後】転入の方は本人の <u>個人番号、又は通知カードと身分証明書</u>
P44	2. 特別障害者手当(国の制度)	■手当額 【訂正前】 月額 27,350 円(令和2年4月より。改定される場合もあります。) 【訂正後】 月額 <u>28,840</u> 円(令和6年4月より。改定される場合もあります。) ■手続きに必要なもの 【削除】 5. 印鑑(スタンプ印不可)
P45	3. 障害児福祉手当(国の制度)	■手当額 【訂正前】 月額 14,880 円(令和2年4月より。改定される場合もあります。) 【訂正後】 月額 <u>15,690</u> 円(令和6年4月より。改定される場合もあります。) ■手続きに必要なもの 【削除】 4. 印鑑(スタンプ印不可)

ページと項目		訂正内容
P46	5.難病患者福祉手当(区の制度)	<p>【訂正前】■手当額</p> <p>【訂正後】■支給制限</p> <p>■支給方法</p> <p>【訂正前】4月、8月、12月の年3回</p> <p>【訂正後】申請をした日の属する月分から4月、8月、12月の年3回</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 2. 印鑑(スタンプ印不可)</p>
P47	6.特別児童扶養手当(国の制度)	<p>【訂正前】 ■■額(誤植)</p> <p>【訂正後】 手当額</p>
P56	1. 心身障害者(児)医療費助成(㊦)	<p>【訂正前】心身に障害のある方が、病院・診療所などで診療を受けたときに、窓口で支払うことになっている医療保険の自己負担分の一部を助成します。</p> <p>【訂正後】心身に障害のある方が、病院・診療所などで診療を受けたとき、窓口で支払うことになっている医療保険の自己負担分の一部を助成する<u>東京都の制度</u>です。</p> <p>■対象とならない方</p> <p>【訂正前】2.生活保護を受けている方</p> <p>【訂正後】2.生活保護や<u>中国残留邦人等支援給付</u>を受けている方</p> <p>■助成方法</p> <p>【訂正前】医療機関の窓口にて、マル障受給者証、健康保険証を提示すると、保険内の医療費が無料もしくは1割負担となります。※ただし、都外の病院などでは窓口で提示しても無料もしくは1割負担とならない場合があります。所定の手続きをすると返金されることがありますので、詳しくは下記までお問合せください。</p> <p>【訂正後】医療機関の窓口にて、マル障受給者証と健康保険証を提示すると、保険内の医療費が1割負担もしくは自己負担なしとなります。ただし、入院時食事療養、生活療養標準負担額は助成対象外です。※都外の病院などでは窓口で提示しても助成が受けられない場合があります。所定の手続きにより償還される場合がありますので、詳しくは下記までお問合せください。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>【訂正前】転入の方は本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の前年の所得が分かる(非)課税証明書</p> <p>【訂正後】転入の方は本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の<u>個人番号、又は通知カードと身分証明書</u></p>

ページと項目		訂正内容
P57	2. 自立支援医療(更生医療)	<p>■費用</p> <p>【訂正前】 ※高額治療継続者のうち「一定所得以上」の世帯…令和3年3月31日までの経過措置 ※育成医療の「中間所得層」の世帯…令和3年3月31日までの経過措置</p> <p>【訂正後】 ※高額治療継続者のうち「一定所得以上」の世帯…令和9年3月31日までの経過措置 ※育成医療の「中間所得層」の世帯…令和9年3月31日までの経過措置</p>
P61	8. 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	<p>【訂正前】 サービス回数 4月から翌年3月の1年間に24回を超えない範囲で、月4回まで</p> <p>【訂正後】 サービス利用時間 4月(又は利用登録月)から翌年3月の期間で、144時間を上限とする。</p>
P67	1. 補装具の購入・修理等	<p>【訂正前】1.補装具の購入・修理等</p> <p>【訂正後】1.補装具費の支給</p> <p>【訂正前】身体障害(難病を含む)がある方の日常生活を容易にするため、補装具の購入や修理・借受けに要する費用を助成します。補装具を購入・修理・借受けする前に、申請が必要です。</p> <p>補装具の種目によって、指定医師の意見書又は東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。18歳未満の児童の場合は指定医師又は育成医療の指定機関の意見書により区が判定します。</p> <p>【訂正後】身体障害(難病を含む)のある方の日常生活を容易にするため、補装具の購入や修理・借受けに要する費用を助成します。補装具を購入・修理・借受けする前に申請が必要です。</p> <p>補装具の種目によって、指定医師の意見書又は東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。18歳未満の児童の場合は、<u>指定医師又は指定育成医療機関の意見書により判定に代えることができます。</u></p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等(対象疾患はP156 参照。必要性を認められたかたのみ)ただし、介護保険、労災、船員保険、厚生年金保険など、他の制度で貸与・給付される場合には、そちらが優先されます。また、治療用装具は対象外です。加入している医療保険の保険者にご相談ください。</p> <p>【訂正後】</p> <p><u>・身体障害者手帳をお持ちの方</u></p> <p><u>・難病患者等で判定等により必要性を認められた方(対象疾患はP156 参照)</u></p> <p>ただし、介護保険、労災、<u>保険などの</u>、他の制度で貸与・給付される場合は、そちらが優先</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>されます。また、治療用装具は対象外です。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【訂正前】身体障害者手帳、印鑑(スタンプ印不可)、個人番号 【訂正後】<u>身体障害者手帳(難病患者等の方は特定疾病医療受給者証等)</u> <u>※転入の方は個人番号、又は通知カードと身分証明書</u></p> <p>■補装具の種目</p> <p>視覚障害者(児)</p> <p>【訂正前】盲人安全つえ(白杖)、義眼、眼鏡 【訂正後】<u>視覚障害者安全つえ(白杖)、義眼、眼鏡</u></p> <p>肢体不自由者(児)</p> <p>【訂正前】義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、意思伝達装置、歩行器、車いす、電動付車いす、歩行補助つえ(1本杖を除く)、18歳未満の児童は座位保持いす、起立保持具等 【訂正後】<u>車いす※1、電動車いす※1、歩行器※1・2、歩行補助つえ(一本杖を除く)※1、意思伝達装置※2、義手※2、義足※2、上肢装具※2、下肢装具※2、体幹装具※2、座位保持装置※2、18歳未満の児童は座位保持いす※2、起立保持具等</u></p> <p>【訂正前】 ※ については、介護保険のサービスを利用できる方は介護保険が優先されます。 なお、義肢、装具、座位保持装置の一部、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、座位保持いすは借受けできる場合があります。</p> <p>【訂正後】 <u>※1の種目については、介護保険サービスを利用できる方は介護保険が優先されます。</u> <u>※2の種目については、借り受けできる場合があります。</u></p> <p>■費用</p> <p>【訂正前】 利用金額の10%、ただし住民税非課税世帯は無料 ・負担上限月額が設けられています。 ・区民税所得割の納付額が46万円以上の方がいる世帯は支給対象外</p>

ページと項目		訂正内容																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯の収入状況</th> <th colspan="2">負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護受給世帯</td> <td colspan="2" rowspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>住民税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>住民税課税世帯</td> <td colspan="2">37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯の範囲について 18歳以上の方については、住民基本台帳の世帯にかかわらず、本人及び配偶者を同一世帯とし、18歳未満の方については、住民基本台帳の世帯で区民税所得割を算定します。</p> <p>【訂正後】 基準額の範囲内でかかった費用の1割 ・生活保護世帯・住民税非課税世帯は自己負担なし ・負担上限月額が設けられています。 ・区民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は支給対象外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯の収入状況</th> <th>利用者負担割合</th> <th colspan="2">負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>生活保護世帯</td> <td rowspan="2">＝</td> <td colspan="2" rowspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>住民税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>住民税課税世帯</td> <td>1割</td> <td colspan="2">37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯の範囲について、18歳以上の方は、住民基本台帳の世帯にかかわらず、本人及び配偶者を同一世帯とし、18歳未満の方は、住民基本台帳の世帯で区民税所得割を算定します。</p>				区分	世帯の収入状況	負担上限月額		生活保護	生活保護受給世帯	0円		低所得	住民税非課税世帯	一般	住民税課税世帯	37,200円		区分	世帯の収入状況	利用者負担割合	負担上限月額		生活保護	生活保護世帯	＝	0円		低所得	住民税非課税世帯	一般	住民税課税世帯	1割	37,200円	
区分	世帯の収入状況	負担上限月額																																		
生活保護	生活保護受給世帯	0円																																		
低所得	住民税非課税世帯																																			
一般	住民税課税世帯	37,200円																																		
区分	世帯の収入状況	利用者負担割合	負担上限月額																																	
生活保護	生活保護世帯	＝	0円																																	
低所得	住民税非課税世帯																																			
一般	住民税課税世帯	1割	37,200円																																	
P68	2. 日常生活用具の給付	<p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 3. 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>7 拡大読書器 その他の要件</p> <p>【訂正前】 本装置により文字を読むことが可能になる方</p> <p>【訂正後】 本装置により文字・画像情報等を読むことが可能になる方</p>																																		
P69	2. 日常生活用具の給付	<p>聴覚障害(聴覚・音声・言語機能障害)の手帳の交付を受けている方</p> <p>【訂正前】 10 ガス安全システム</p> <p>【訂正後】 10 ガス安全システム ●</p> <p>●・・・設置工事代は対象外です。</p>																																		

ページと項目		訂正内容																				
		<p>肢体不自由・平衡機能障害の手帳の交付を受けている方</p> <p>5 歩行支援用具 種目</p> <p>【訂正前】歩行支援用具</p> <p>【訂正後】<u>移動・移乗支援用具</u></p> <p>18 設備改善 ★ 種目、その他の要件</p> <p>【訂正前】18 設備改善 ★ 軽度の工事を伴う住宅改修</p> <p>【訂正後】18 設備改善(<u>小規模改修</u>) ★ 軽度の工事を伴う住宅改修(<u>詳細は4.住宅設備改善費の給付(P72)を参照</u>)</p> <p>21 パルスオキシメーター その他の要件</p> <p>【訂正前】人工呼吸器の装着を必要とする方</p> <p>【訂正後】人工呼吸器の装着を必要とする方 <u>又は在宅酸素療法を行っており、医師の意見書により必要と認められる方</u></p>																				
P70	2. 日常生活用具の給付	<p>呼吸器機能障害の手帳の交付を受けている方</p> <p>6 パルスオキシメーター その他の要件</p> <p>【訂正前】人工呼吸器の装着を必要とする方</p> <p>【訂正後】人工呼吸器の装着を必要とする方 <u>又は在宅酸素療法を行っており、医師の意見書により必要と認められる方</u></p> <p>【追加】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種目</th> <th>障害程度</th> <th>年齢</th> <th>その他の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>正弦波インバーター発電機</td> <td>呼吸器 1・3 級</td> <td>制限なし</td> <td>人工呼吸器の装着を必要とする方</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ポータブル電源(蓄電池)</td> <td>呼吸器 1・3 級</td> <td>制限なし</td> <td>人工呼吸器の装着を必要とする方</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>DC/ACインバーター(カーインバーター)</td> <td>呼吸器 1・3 級</td> <td>制限なし</td> <td>人工呼吸器の装着を必要とする方</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7、8、9 は併給不可</p> <p>下記の種目は障害内容・等級・その他の要件が該当すれば対象となります</p> <p>【削除】8 福祉電話</p>		種目	障害程度	年齢	その他の要件	7	正弦波インバーター発電機	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方	8	ポータブル電源(蓄電池)	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方	9	DC/ACインバーター(カーインバーター)	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方
	種目	障害程度	年齢	その他の要件																		
7	正弦波インバーター発電機	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方																		
8	ポータブル電源(蓄電池)	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方																		
9	DC/ACインバーター(カーインバーター)	呼吸器 1・3 級	制限なし	人工呼吸器の装着を必要とする方																		
P71	2. 日常生活用具の給付	<p>難病患者等の方</p> <p>3 歩行支援用具 種目</p> <p>【訂正前】歩行支援用具</p> <p>【訂正後】<u>移動・移乗支援用具</u></p>																				

ページと項目	訂正内容
P71 3. 中等度難聴児発達支援事業(補聴器等購入費の助成)	<p>【訂正前】中等度難聴児発達支援事業(補聴器購入費の助成)</p> <p>【訂正後】中等度難聴児発達支援事業(補聴器等購入費の助成)</p> <p>【訂正前】身体障害者手帳の交付対象とならない(補装具としての補聴器が交付されない)中等度難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。希望される方は事前にご相談ください。購入前に申請が必要です。</p> <p>【訂正後】身体障害者手帳の交付対象とならない(補装具としての補聴器が交付されない)中等度難聴児に対して、補聴器等の購入費用の一部を助成します。希望される方は事前にご相談ください。購入前に申請が必要です。</p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】※ただし、同一世帯に区民税所得割の納税額が46万円以上の方がいる世帯、申請前に補聴器を購入した場合を除く。</p> <p>【訂正後】※ただし、同一世帯に区民税所得割の納税額が46万円以上の方がいる世帯、申請前に補聴器等を購入した場合を除く。</p> <p>■助成額</p> <p>【訂正前】また、補聴器の購入費用が下記の基準額以上の場合、超過分は自己負担になります。</p> <p>【訂正後】また、補聴器等の購入費用が下記の基準額以上の場合、超過分は自己負担になります。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 2. 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>■基準額</p> <p>【訂正前】※修理費、付属品にかかる費用は対象外です。</p> <p>【訂正後】※修理にかかる費用は対象外です。</p> <p>※付属品の基準額についてはお問合せください。</p>
P72 4.住宅設備改善費の給付	<p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>■対象種目(小規模改修)</p> <p>【削除】※特殊便器への取替えは上肢1・2級</p>
P73 6. 紙おむつ購入補助券の支給	<p>【訂正前】在宅区民の方で、おむつを必要とする方に区内の薬業協同組合加盟店で利用可能な購入補助券を支給します。</p>

ページと項目	訂正内容										
	<p>※支給量は申請時に介護状況や使用量を調査させていただき、必要度に応じて決定します。※ストマ紙おむつとの併給は不可です。</p> <p>【訂正後】おむつを必要とする方に区内の薬業協同組合加盟店で利用可能な購入補助券を支給します。</p> <p>※支給量は申請時に介護状況や使用量を調査させていただき、必要度に応じて決定します。※日常生活用具(紙おむつ)との併給はできません。</p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】</p> <p>3歳以上65歳未満で、次のどちらかに該当する方</p> <p>1.身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度をお持ちで、紙おむつが必要と認められる在宅の方(65歳未満で介護保険の介護認定を受けている方は高齢福祉課で支給)</p> <p>2.二分脊椎症により、直腸・ぼうこう機能障害をもち、高度の排便・排尿障害がある在宅の方</p> <p>【訂正後】</p> <p><u>在宅の3歳以上65歳未満で、次のいずれかに該当し、紙おむつが必要と認められる方(65歳未満で介護保険の介護認定を受けている方は高齢福祉課で支給)</u></p> <p>1.身体障害者手帳をお持ちで、以下の表のいずれかに該当する方</p> <table border="1" data-bbox="587 1149 1437 1637"> <thead> <tr> <th></th> <th>障害程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢又は移動機能))の障害程度が1・2級の方</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>心臓、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の障害程度が1・2級の方</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他身体障害者手帳に記載がある障害を原因として、その障害程度が1・2級であり、医師の意見書によりおむつの着用が必要であると認められる方</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>二分脊椎(せきつい)症によるぼうこう又は直腸の機能障害があり、高度の排便又は排尿障害がある方</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.愛の手帳をお持ちで、その程度が1・2度の方</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p>		障害程度	1	肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢又は移動機能))の障害程度が1・2級の方	2	心臓、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の障害程度が1・2級の方	3	その他身体障害者手帳に記載がある障害を原因として、その障害程度が1・2級であり、医師の意見書によりおむつの着用が必要であると認められる方	4	二分脊椎(せきつい)症によるぼうこう又は直腸の機能障害があり、高度の排便又は排尿障害がある方
	障害程度										
1	肢体不自由(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢又は移動機能))の障害程度が1・2級の方										
2	心臓、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害の障害程度が1・2級の方										
3	その他身体障害者手帳に記載がある障害を原因として、その障害程度が1・2級であり、医師の意見書によりおむつの着用が必要であると認められる方										
4	二分脊椎(せきつい)症によるぼうこう又は直腸の機能障害があり、高度の排便又は排尿障害がある方										
P73	<p>7.寝具乾燥・消毒サービス</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p>										

ページと項目	訂正内容
P74 8. 訪問入浴サービス	<p>【訂正前】自宅での入浴が困難な重度の障害のある方に、移動入浴車を派遣して、入浴の機会を提供しています。入浴の際、家族などの立会いが必要になります。</p> <p>【訂正後】自宅での入浴が困難な重度の障害のある方に、移動入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。入浴の際、家族などの立会いが必要になります。</p> <p>■対象</p> <p>【訂正前】家族又は介護人による介助だけでは入浴が困難な方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>【訂正後】家族又は介護人による介助だけでは入浴が困難な<u>65歳未満</u>の方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>■対象とならない方</p> <p>【追加】5.他の制度の利用により入浴可能な方</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>【訂正前】※転入の方は世帯全員の前年の所得がわかる(非)課税証明書</p> <p>【訂正後】※転入の方は世帯全員の(非)課税証明書。申請する月により必要な(非)課税証明書の年度が異なりますので、下記までお問合せください。</p>
P76 ⑦日常生活の援助	<p><新規></p> <p>13.図書宅配サービス</p> <p>図書館へ来館することが困難な方へ、台東区立図書館所蔵の本や CD をお届けする「宅配サービス」を行っています。</p> <p>【利用対象者】</p> <p>台東区内在住で、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する方</p> <p>(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、以下の等級に該当する方</p> <p>①下肢・体幹・移動機能障害 1～2 級</p> <p>②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害 1・3 級</p> <p>③免疫・肝臓機能障害 1～3 級</p> <p>(2)介護保険被保険者証をお持ちの方で、区分が要介護 <u>1～5</u> の方</p>

ページと項目		訂正内容																
		<p>【利用できる資料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸出点数</th> <th>予約点数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書・雑誌</td> <td>7冊まで</td> <td>5冊まで</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>CD</td> <td>2点まで</td> <td>2点まで</td> <td>※配送及び</td> </tr> <tr> <td>DVD・ビデオ</td> <td>1点まで</td> <td>1点まで</td> <td>返送の日数含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般の利用登録をした場合と、貸出・予約点数及び貸出期間が異なります。 ※一般の利用登録と併用はできません。 ※登録方法等、詳細については下記までお問合せください。</p> <p>■お問合せ先 台東区立中央図書館 障害者サービス担当 〒111-8621 東京都台東区西浅草 3-25-16 生涯学習センター1・2階 電話:(5246)5911 FAX:(5246)5914</p>		貸出点数	予約点数	貸出期間	図書・雑誌	7冊まで	5冊まで	30日	CD	2点まで	2点まで	※配送及び	DVD・ビデオ	1点まで	1点まで	返送の日数含む
	貸出点数	予約点数	貸出期間															
図書・雑誌	7冊まで	5冊まで	30日															
CD	2点まで	2点まで	※配送及び															
DVD・ビデオ	1点まで	1点まで	返送の日数含む															
P77	2. 身体障害者生活ホーム 「フロム千束」(福祉ホーム)	<p>【訂正前】 ■申請方法(一つ目) 【訂正後】 ■対象</p>																
P87	3. 緊急一時保護(区の制度)	<p>【訂正前】「ほおずきの家・ポテトの家」 【訂正後】「<u>ほおずきの家</u>」</p> <p>■利用時間・利用費用 【訂正前】 1.1単位・・・450円 2.2単位・・・900円 3.1日単位・・・1,800円 【訂正後】 1.1単位・・・<u>690円</u> 2.2単位・・・<u>1,380円</u> 3.1日単位・・・<u>2,760円</u></p> <p>■手続きに必要なもの 【削除】 2. 印鑑(スタンプ印不可)</p>																
P89	2. 移動支援	<p>【訂正前】社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の支援を行います。 【訂正後】社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出(<u>移動支援</u>)、及び通学時の送迎に係る外出(<u>通学支援</u>)の支援を行います。</p>																

ページと項目		訂正内容
		<p>■対象</p> <p>【訂正前】屋外での活動に著しい制限のある、知的障害者(児)、脳性まひなど全身性障害者(児)、精神障害者、難病患者等</p> <p>【訂正後】</p> <p>【移動支援】屋外での活動に著しい制限のある、知的障害者(児)、脳性まひなど全身性障害者(児)、精神障害者、難病患者等</p> <p>【通学支援】<u>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しており、保護者又は家族の就労・病気・出産等の理由により、送迎が困難と認められる児童・生徒</u></p> <p>■利用方法</p> <p>【訂正前】※申請から支給決定までに1か月ほどかかります。</p> <p>【訂正後】※申請から支給決定までに<u>2か月</u>ほどかかります。</p>
P89 ~90	3.通学支援	削除(移動支援に事業統合したため)
P90	5.手話通訳者の派遣	<p>■費用</p> <p>【削除】また、台東区外派遣の場合は、通訳者の交通費は利用者負担となります。</p>
P92	1.福祉タクシー	<p>【訂正前】1か月あたり3,500円相当</p> <p>【訂正後】1か月あたり<u>4,000円</u>相当</p> <p>■対象</p> <p>【追加】<u>※2つ以上の障害がある場合は、個別の障害で該当するかを判断します。</u></p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】印鑑(スタンプ印不可)</p> <p>【訂正前】転入の方は本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の前年の所得が分かる(非課税証明書)</p> <p>【訂正後】転入の方は本人(20歳未満の場合は扶養義務者)の<u>個人番号、又は通知カードと身分証明書</u></p>
P92	2.自動車燃料費の助成	<p>■対象</p> <p>【追加】<u>※2つ以上の障害がある場合は、個別の障害で該当するかを判断します。</u></p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】2. 印鑑(スタンプ印不可)</p>

ページと項目		訂正内容
P94	5.補助犬の給付	<p>■対象</p> <p>【訂正前】次のすべての要件に該当する方</p> <p>1.区内に居住する満18歳以上の在宅の身体障害者手帳をお持ちの方</p> <p>6.社会活動への参加に効果があると認められる方</p> <p>【訂正後】<u>区内に居住する満18歳以上の在宅の方で、次のすべての要件に該当する方</u></p> <p>1.<u>希望する補助犬に応じた、以下の身体障害者手帳をお持ちの方</u></p> <p>6.<u>補助犬の給付を受けることにより、社会活動への参加に効果があると認められる方</u></p> <p>■費用</p> <p>【訂正前】無料。飼育費などは自己負担</p> <p>【訂正後】<u>無償。ただし、給付された補助犬の飼育、管理、治療費等に係る一切の経費は自己負担となります。</u></p> <p>■その他</p> <p>【訂正前】・申請前に補助犬訓練事業者と相談するなどの要件がありますので、申請前にお問合せください。</p> <p>【訂正後】・<u>あらかじめ補助犬訓練事業者に給付相談を行うなどの要件がありますので、申請前にお問合せください。</u></p>
P94	6.福祉車両(スロープ付自動車)の貸出	<p>【追加】</p> <p>(一般的な車いすでの利用を想定しているため、車いすの形状によっては利用できない場合があります。)</p>
P95	1.台東区立中央図書館	<p>【訂正前】「DAISY(デジタル録音資料)」</p> <p>【訂正後】「<u>DAISY(デジタル録音図書)、マルチメディア DAISY(デジタル図書)</u>」</p>
P110 ~111	4.東京都重度身体障害者 在宅パソコン講習事業	<p>社会福祉法人 東京コロニー 所在地</p> <p>【訂正前】〒170-0005 豊島区南大塚3丁目43-11 福祉財団ビル6階</p> <p>【訂正後】<u>〒164-0001 東京都中野区中野 5-3-32</u></p> <p>※電話番号・FAX 番号 変更なし</p>
P111	6.重度障害者等就労支援事業	<p><新規></p> <p>就労時に支援が必要な方に対して、障害者総合支援法上の各種障害福祉サービス(重度訪問介護・行動援護・同行援護)と同等の支援を行います。</p> <p>■対象</p> <p>(1)民間企業に雇用されている方</p> <p>1週間の所定労働時間が10時間以上の方(就労継続支援A型事業所の利用者を除く)。</p> <p>ただし、所定労働時間10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが区で確認できた場合には対象となります。</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>(2)自営業者等の方 当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれ、従事する時間が1週間のうち10時間以上である方(国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される方、これに準ずる方を除く)。</p> <p>■ 費用 原則、サービスにかかる費用の10%(住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料) ※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額が設けられています。(P23)</p> <p>■ 申請 申請手続きについては下記にお問合せください。</p> <p>☆問合せ 障害福祉課 区役所2階10番窓口 電話(5246)1202~3 FAX(5246)1179</p>
P119	<p>2. NHK受信料の減額・免除</p> <p>☆問合せ 【訂正前】 証明書送付先 NHK上野営業センター 〒110-8766 台東区東上野 5-1-5 日新上野ビル 3 階 電話(3845)8830 【訂正後】 証明書送付先 <u>NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京中央オフィス</u> 〒150-0041 <u>東京都渋谷区神南 1-6-12 渋谷コロンバンビル 2F</u> 電話<u>(5456)2141</u> FAX<u>(5456)6131</u></p>
P122	<p>2. 都営交通(電車、バス、地下鉄)無料・割引</p> <p>障害の区分 【訂正前】 原爆被害者(厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当受給者) 【訂正後】 原爆被害者(厚生労働大臣の認定患者及び健康管理手当受給者)</p> <p>申請窓口 【手続きに必要な物】 【訂正前】 <新規> 1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書又は健康管理手当証書のいずれか <更新> 1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書又は健康管理手当証書のいずれか 【訂正後】 <新規> 1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>健康管理手当証書のいずれか</p> <p><更新></p> <p>1.被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証書のいずれか</p>
P124	<p>6. 有料道路の割引</p> <p>【訂正前】障害者手帳の備考欄に有料道路割引に係る証明スタンプが必要です。 【訂正後】障害者手帳の備考欄に有料道路割引に係る証明シールが必要です。</p> <p>【訂正前】■対象 【訂正後】■対象となる障害者の範囲</p> <p>【追加】3. 身体障害者手帳をお持ちの方が事前登録されていない車を自ら運転する場合、また第1種の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方が事前登録されていない車に同乗する場合</p> <p>【削除】※1人につき1台の登録制です(代車やレンタカー、軽トラック、営業車、会社名義の車などは対象になりません)</p> <p>【追加】 ■対象となる自動車の範囲 事前登録ができる自動車…乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、二輪自動車 事前登録ができない自動車…親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー及び福祉有償運送車両 ※ETC無線通行で本割引の適用を希望される場合は、自動車の事前登録及びETC利用申請が必要です。 ※自動車を保有していない方も本割引を利用できます。 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。</p> <p>■利用方法 【訂正前】 ETCを利用しない場合：一般レーンにて料金所係員に手帳を提示 ETCを利用する場合：ETCレーンを通過 【訂正後】 事前登録する場合…(ETCを利用する)ETCレーンを通過 _____ (ETCを利用しない)一般レーンにて料金所係員に手帳を提示 事前登録しない場合…ETC車、非ETC車のいずれも、一般レーンにて料金所係員に手帳を提示</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>※事前登録されていない自動車は、ETC無線通行では本割引を受けることはできません。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【追加】 (福祉担当窓口で申請)</p> <p>【訂正前】2. 車検証 【訂正後】2. 車検証(自動車を事前登録する場合)</p> <p>【訂正前】5. ETCセットアップ証明書(ETCを利用する方のみ) ※ETCをご利用の場合は、障害福祉課で証明した申請書をお客様に有料道路ETC割引登録係まで郵送して頂きます。(封筒は窓口に用意してあります。)</p> <p>【訂正後】5. ETCセットアップ証明書(ETCを利用する方のみ) ※電子車検証の場合、申請者が保有する電子機器(スマートフォン等)の車検証閲覧アプリで読み取った車検証情報を窓口で提示(電子機器がない場合は「自動車検査証記録事項」を提示) ※ETCをご利用の場合は、障害福祉課で証明した申請書をお客様に有料道路ETC割引登録係まで郵送して頂きます。(封筒は窓口に用意してあります。)</p> <p>【追加】 6. 割賦契約書又はリース契約書(割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合のみ)</p> <p>【追加】 (オンライン申請) ETC無線通行をご利用の場合は、オンライン申請が可能です。 ※オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。 オンライン申請受付サイト【「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請」】 https://www.expressway-discount.jp</p>
P129	<p>5. 駐車禁止等除外標章の交付</p> <p>【追記】 問合せ ※5上野警察署</p>
P134	<p>3. 緊急通報システム</p> <p>【追記】 令和4年9月30日をもって新規受付を終了しました。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p>

ページと項目		訂正内容
P135	4. 火災安全システム	<p>【追記】 令和4年9月30日をもって新規受付を終了しました。</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>【削除】 印鑑(スタンプ印不可)</p>
P135	<p>【追加】</p> <p>7.民間緊急通報システム</p>	<p>【追記】</p> <p>家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、専用通報機またはペンダント型発報機のボタンを押すことで、区が委託している警備会社の受信センターにつながります。受信センターは24時間体制で、救急車の要請や緊急連絡先への連絡、警備員の派遣を行います。また、ご希望により「火災センサー」を取り付けることもできます。</p> <p>■対象</p> <p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者手帳1・2級で、18歳以上のひとり暮らしなどの方 2. 重度の難病患者の方で18歳以上のひとり暮らしなどの方 <p>※高齢者緊急通報システム事業の対象となる方を除く</p> <p>■手続きに必要なもの</p> <p>身体障害者手帳又は特定医療費(指定難病)受給者証など難病患者であることを証明する書類</p> <p>※転入の方は(非)課税証明書</p> <p>■費用</p> <p>住民税課税世帯は、月額330円(税込)の自己負担があります。 (住民税非課税世帯及び生活保護世帯は免除)</p> <p>☆問合せ</p> <p>障害福祉課 区役所2階10番窓口 電話(5246)1201 FAX(5246)1179</p>
P136	2 身体障害者の施設	<p>【追加】</p> <p>施設名:社会福祉法人 東京援護協会 グループホームまある 所在地:台東区日本堤1 提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p>
P136	2 身体障害者の施設	<p>【追加】</p> <p>施設名:台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪 所在地:台東区三ノ輪 1-27-11 電話:(5603)2228 提供サービス:短期入所</p>

ページと項目	訂正内容
P137 3 知的障害者の施設	<p>【追加】</p> <p>施設名:社会福祉法人 清峰会 浅草みらいど「ユニバース」</p> <p>所在地:台東区今戸2-14-3 電話:(6240)6244</p> <p>提供サービス:生活介護</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:社会福祉法人 清峰会 浅草みらいど「ルーツ」</p> <p>所在地:台東区今戸2-14-3 電話:(6240)6235</p> <p>提供サービス:就労継続支援B型</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:社会福祉法人 清峰会 浅草みらいど「フォレスト」</p> <p>所在地:台東区今戸2</p> <p>提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:社会福祉法人 台東つばさ福祉会 グループホームりゅうせん</p> <p>所在地:台東区竜泉1</p> <p>提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p>
	<p>たいとう第三福祉作業所(仮移転中)</p> <p>【移転前】 所在地:台東区元浅草3-9-7 電話:(5828)8713</p> <p>【移転後】 所在地:台東区入谷1-16-9 電話:(5808)1022</p>
	<p>【削除】</p> <p>施設名:元浅寮</p> <p>所在地:台東区元浅草3</p>
	<p>【削除】</p> <p>施設名:みすじ寮</p> <p>所在地:台東区三筋1</p>
	<p>クローバー 所在地</p> <p>【移転前】 台東区日本堤2</p> <p>【移転後】 台東区日本堤1</p>
	<p>コットン 所在地</p> <p>【移転前】 台東区浅草5</p> <p>【移転後】 台東区日本堤2</p>
	<p>地域活動ぐる〜ぷほおずき</p> <p>【削除】 ポテトの家</p> <p>今戸ほうらい 移転及び名称変更</p> <p>【移転前】施設名:今戸ほうらい</p>

ページと項目		訂正内容
		<p>所在地:台東区今戸1</p> <p>【移転後】施設名:るあな</p> <p>所在地:台東区日本堤1</p>
P138	4 精神障害者の施設	<p>【削除】</p> <p>施設名:第3チェリーハウス</p> <p>所在地:台東区雷門1</p> <p>【追加】</p> <p>施設名:manaby 秋葉原事業所</p> <p>所在地:台東区上野3-3-4 JTTビル5階 電話:(5812)4080</p> <p>提供サービス:就労移行支援</p> <p>【追加】</p> <p>施設名:いっそう千束</p> <p>所在地:東京都台東区</p> <p>提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p>
P139	5 身体・知的・精神障害者の施設	<p>RECOVERY 施設名</p> <p>【訂正前】 RECOVERY</p> <p>【訂正後】 on+ (名称変更)</p> <p>【削除】 身体障害・知的障害・精神障害対象</p> <p>施設名:ラムダ</p> <p>所在地:台東区寿3-19-2 シュロス浅草302号室 電話:(6802)7248</p> <p>【削除】 身体障害・知的障害・精神障害対象</p> <p>施設名:SAKURA 上野センター</p> <p>所在地:台東区東上野3-21-6 鈴やビル2階 電話:(5807)0070</p> <p>【追加】知的障害・精神障害対象</p> <p>施設名:一般社団法人カハナ インテグレーションセンター上野</p> <p>所在地:台東区日本堤1-26-9 晟洋ビル 電話:(6458)1342</p> <p>提供サービス:自立訓練(生活訓練)</p> <p>【追加】知的障害・精神障害対象</p> <p>施設名:特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会 ふるさとホーム台東</p> <p>所在地:東京都台東区</p> <p>提供サービス:グループホーム(共同生活援助)</p> <p>【追加】知的障害・精神障害・難病対象</p> <p>施設名:RESPEC 株式会社 respec 上野桜木</p> <p>所在地:台東区上野桜木1-14-21 電話:070(8363)3433</p> <p>提供サービス:自立訓練(生活訓練)</p>

ページと項目	訂正内容
	<p>【追加】身体障害・知的障害・精神障害・難病対象 施設名：一般財団法人メルディア メルディアトータルサポート上野 所在地：台東区上野 6-2-14 喜久屋ビル 3 階 電話：(6284)4180 提供サービス：就労移行支援</p> <p>【追加】知的障害・精神障害対象 施設名：一般社団法人リズムホーム リズムホーム西浅草 所在地：台東区西浅草 2 提供サービス：グループホーム(共同生活援助)</p> <p>ありがとう 所在地 【訂正前】 台東区蔵前4-16-3 東京鞆会館ビル501 【訂正後】 台東区三筋1-1-19 玉田ビル6階</p> <p>【追加】 施設名：社会福祉法人 台東つばさ福祉会 生活介護りゅうせん 所在地：台東区竜泉 1-32-9 電話：(6336)7488 提供サービス：生活介護</p>
P140 6 障害児通所施設	<p>【削除】・「結ふる美谷東京」の「児童発達支援」 ・アビリティ上野</p> <p>リバーサイド結ふる 施設名 【訂正前】リバーサイド結ふる 【訂正後】放課後等デイサービス 猿のたまご</p> <p>スマートキッズジュニア元浅草 所在地 【訂正前】台東区鳥越 1-22-5 平岡ビル 2 階 【訂正後】台東区元浅草 1-19-9 サンポービル 2 階 201 号室</p> <p>【追加】 施設名：ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋 所在地：台東区浅草橋 1-22-3 5 階 電話：(5666)5656 提供サービス：短期入所</p> <p>【追加】 施設名：ろぐ 所在地：台東区上野 7-13-6 上野Sビル2階 電話：(6802)7015 提供サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス</p> <p>【追加】 施設名：ファーストシーン夢くらぶ 浅草橋プレミア 所在地：台東区浅草橋 1-22-3 3 階 電話：(5666)5656</p>

ページと項目	訂正内容
	提供サービス:短期入所
	<p>【追加】</p> <p>施設名:社会福祉法人むそう ほわわ台東 所在地:台東区竜泉 1-32-9 電話:(6658)8710 提供サービス:児童発達支援</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:Quirky上野 所在地:台東区北上野 1-15-5 電話:(5830)7995 提供サービス:児童発達支援・保育所等訪問支援</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:リエゾン浅草橋 所在地:台東区浅草橋 1-2-8 マルイチビル7階 電話:(5835)0535 提供サービス:児童発達支援・放課後等デイサービス</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:ファーストシーンドリーム浅草橋 所在地:台東区浅草橋 1-22-3 FIVE-i 2階 電話:(5666)5656 提供サービス:児童発達支援、放課後等デイサービス</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:放課後等デイサービス Bloom Kids 所在地:台東区東上野 2-2-3 ビルボ東上野ビル 201 電話:(6231)6763 提供サービス:放課後等デイサービス</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:コペルプラス 上野おかちまち教室 所在地:台東区台東4-17-2 偕楽ビル2階 電話:(3839)5101 提供サービス:放課後等デイサービス</p>
	<p>【追加】</p> <p>施設名:リニエプラッツ台東 所在地:台東区上野桜木 2-19-2 クリーンハイツ 101 電話:(5842)1934 提供サービス:重心型放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</p>
	<p>【追記】</p> <p>施設マップに関しては、移転・追加・削除等の情報は反映されておりません。</p>

ページと項目		訂正内容																														
P141	2. 台東区内の施設マップ	<p>【訂正前】</p> <table border="1" data-bbox="528 338 1417 622"> <thead> <tr> <th>級別</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のものをいい、重症障害のある者については、矯正視力について同じ0.01以下のもの</td> <td>1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度1/内側側による、以下同じの総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度1/ノニ側側による、以下同じが28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</td> <td>1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</td> <td>視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p> <table border="1" data-bbox="528 696 1417 981"> <thead> <tr> <th>級別</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>視力の良い方の眼の視力の0.02以上0.03以下のものをいい、重症障害のある者については、矯正視力について同じ0.01以下のもの</td> <td>1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度1/内側側による、以下同じの総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度1/ノニ側側による、以下同じが28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</td> <td>1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</td> <td>視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>「視覚障害の4級の 1」も身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が1種となる障害です。</p>	級別	1級	2級	3級	4級	視覚障害	視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のものをいい、重症障害のある者については、矯正視力について同じ0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度1/内側側による、以下同じの総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度1/ノニ側側による、以下同じが28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	級別	1級	2級	3級	4級	視覚障害	視力の良い方の眼の視力の0.02以上0.03以下のものをいい、重症障害のある者については、矯正視力について同じ0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度1/内側側による、以下同じの総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度1/ノニ側側による、以下同じが28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの										
級別	1級	2級	3級	4級																												
視覚障害	視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のものをいい、重症障害のある者については、矯正視力について同じ0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度1/内側側による、以下同じの総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度1/ノニ側側による、以下同じが28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの																												
級別	1級	2級	3級	4級																												
視覚障害	視力の良い方の眼の視力の0.02以上0.03以下のものをいい、重症障害のある者については、矯正視力について同じ0.01以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度1/内側側による、以下同じの総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度1/ノニ側側による、以下同じが28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動非以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものをいい、重症障害のある者を除く 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの																												
146	身体障害者障害程度等級表	<p>【訂正前】</p> <table border="1" data-bbox="528 1173 1417 1413"> <tbody> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの</td> <td></td> <td>心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの</td> <td></td> <td>じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの</td> <td></td> <td>呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訂正後】</p> <table border="1" data-bbox="528 1487 1417 1727"> <tbody> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの</td> <td></td> <td>心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの</td> <td></td> <td>じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの</td> <td></td> <td>呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> <td>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>内部障害の「心臓機能障害4級」「じん臓機能障害4級」「呼吸器機能障害4級」も身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が1種となる障害です。</p>	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が程度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												

ページと項目		訂正内容
148	身体障害者障害程度等級表	【訂正前】 メースメーカー 【訂正後】 ペースメーカー
P156 ~158	6. 難病患者福祉手当(難病患者医療費成)の対象疾病一覧(あいうえお順)	【訂正前】 国の指定難病(333疾病) 【訂正後】 国の指定難病(338疾病) 対象疾病の追加(令和3年11月1日より) ・家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体) ・自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症(※) ・進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ・ネフロン癆 ・脳クレアチン欠乏症候群 ・ホモシスチン尿症 ※自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、指定難病(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合 対象疾病名変更(令和6年4月1日より) ・成人スチル病 → 成人発症スチル病 ・神経フェリチン症 → 脳内鉄沈着神経変性症 ・禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 → HTRA1関連脳小血管病 ・ペリー症候群 → ペリー病 ・マルファン症候群 → マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
P160 ~161	7. 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)一覧(アイウエオ順)	対象疾病の追加(令和6年4月1日より) ・MECP2 重複症候群 ・線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。) ・TRPV4 異常症
P168	広告のページ	ありがとう 【訂正前】 台東区蔵前4-16-3 東京靴会館ビル501 【訂正後】 台東区三筋1-1-19 玉田ビル6階